⑷　平成18年度以降、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが済んでいる次のアの要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成18年度以降、申請書及び資料の提出期限日までに完成し、引渡しが済んでいる次のイの要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ア　供用中の拠点空港において、空港基本施設のアスファルト舗装の施工実績（維持補修を除く。）を有すること。

イ　供用中の空港等において、空港基本施設のアスファルト舗装の施工実績（維持補修を除く。）を有すること。

※「拠点空港」とは、空港法（昭和31年法律第80号）で定める成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港並びに国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港（新千歳空港等）をいう。

※「空港基本施設」とは、滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロンをいう。

※「空港等」とは、空港法（昭和31年法律第80号）で定める空港又は共用空港をいう。

※「維持補修」とは、土木施設の性能を維持するための措置や利用に支障を及ぼすような破損に対する局部的な補修をいう。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に企業の同種工事の実績として評価対象とする。

なお、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績以外の国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、上記の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

⑸　本工事に係る施工計画が適正であること。

この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

イ　平成18年度以降、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが済んでいる上記⑷アに掲げる工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に配置予定技術者の同種工事の実績として評価対象とする。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成18年度以降、申請書及び資料の提出期限日までに完成し、引渡しが済んでいる上記⑷イに掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　本工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係若しくは人的関係がないこと（入札説明書参照。）。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

ア　入札参加者は価格、性能・機能及び社会的要請に関する事項に係る施工計画をもって入札し、㋐から㋒の要件に該当する者のうち、３⑵によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　提案された施工計画が最低限の要求（標準案）を満たした施工計画であること。

㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

ア　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を64点とする（賃上げの実施に関する評価点を４点、施工計画に関する評価点を60点。）。

イ　提案された施工計画が標準案を満たしていれば「標準点」（100点）を与え、更に提案された内容に対して、各項目ごとに評価及び判定し、０～64点の範囲で「加算点」を与える。

評価項目

㋐　賃上げの実施に関する評価

㋑　本工事の工程管理について

㋒　安全性の向上について

㋓　本工事の施工管理について（生産性向上の取組評価項目）

ウ　入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに０～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。

評価項目

㋐　品質確保の実効性

㋑　施工体制確保の確実性

エ　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒060―8506 北海道札幌市中央区北２条西19丁目　北海道開発局札幌開発建設部契約業務課　吉塚　　勝　電話011―611―0194（ダイヤルイン）内線2293

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書は、令和４年２月10日から令和４年５月９日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く毎日、９時00分から18時00分（最終日は入札書受付締切予定時刻である11時00分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

⑶　申請書、資料及び見積書の提出期間、場所及び方法　令和４年２月10日９時00分から令和４年３月15日11時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和４年２月10日９